

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和3年度第9回 総会)

1. 開催日時： 令和4年1月28日（金） 午後1時30分 ～ 午後1時40分
その他を含めると午後1時50分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男		○
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	7番	正岡 裕二	○	
	8番	山本 孝志	○	
合計			14人	1人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 正明
事務局（書記） 小松 舞

6. 議事参与の制限：
該当あり 第1号議案2 政岡 妙委員

議長	それでは令和３年度の第９回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１４名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。４番、政岡 富生委員さん。５番、政岡 直文委員さんよろしくお願いします。
議長	第１号議案の１「農地法第３条の規定による許可申請」についてです。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の正岡 裕二委員さん、何かありましたらお願い致します。
正岡 裕二委員	はい、申請地はきちんと管理されており、特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 発言無し
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の１は許可されました。
議長	第１号議案の２「農地法第３条の規定による許可申請」についてですが、中土佐町農業委員会規定第１１条により、政岡 妙委員は議事に参与する事ができませんので、この案件の間、退席して別室にて待機してください。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さん、何かありましたらお願い致します。
山本 孝志委員	はい、申請地は写真のとおり荒れておりますが、これから耕作されるのであれば特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。

	【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案の２、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の２は許可されました。 それでは、政岡 妙委員を呼んでください。 【政岡 妙委員着席】
議長	政岡 妙委員に申し上げます。全員一致で承認されました。
議長	以上をもちまして、令和３年度第９回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

特になし

その他 2

事務局からの諸連絡等

耕作証明願について

農作業受委託契約書について

来月の総会日程の確認

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第9回 総会		第 1-1 号	令和4年1月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は162日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は3,281㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	正岡 裕二委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第9回 総会		第 1-2 号	令和4年1月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は80日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は5,940㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	山本 孝志委員
作成：	事務局 小松 舞